



家づくりを応援します！

町の住宅関連助成制度

住宅には、老朽化や家族構成の変化などにより建て替えや増改築の機会が訪れます。そんなときは町の住宅関連の助成制度が、あなたの住まいづくりを手助けします。ぜひお早めにご相談ください。

置戸町森と住まいの支援補助金

定住の奨励と森林資源循環活用型住宅の普及促進を図るため、町内に住宅を新築または中古住宅を取得し、10年以上居住しようとする場合、建築または中古住宅取得費用の一部を次のように助成します。

住宅建設の場合

● 1棟あたりの補助基本額 ※床面積70㎡以上	50万円を補助
町内の森林認証林より生産された材を30%以上使用した場合	50万円を加算
町内のプレカットセンターで加工した材を使用した場合	50万円を加算
同居する18歳未満の子どもがいる場合、子ども一人につき	25万円を加算
町外者または町外より転入して3年以内に申請し、住宅完成時に町内に住所を有する場合	50万円を加算

中古住宅取得の場合

● 空き家等情報登録制度に登録された住宅1棟あたりの補助基本額 ※補助金総額が売買金額を超える場合は、売買金額が上限	取得費用20%を補助（上限50万円）
同居する18歳未満の子どもがいる場合、子ども一人につき	10万円を加算
町外者または町外より転入して3年以内に申請し、住宅完成時に町内に住所を有する場合	20万円を加算

受付窓口 施設整備課建築係（☎52-3314）

宅地分譲

住宅を建設するための土地を必要とする個人、または法人に対し、町有地（宅地）を次のとおり分譲します。

● 物件所在地	境野親交	● 物件所在地	若松
面積	1区画 約462.8㎡	面積	1区画 約375.6㎡
価格	499,800円（1,080円/㎡）	価格	563,400円（1,500円/㎡）

受付窓口 総務課管財係（☎52-3311）